

## 契約の締結の一部変更について

令和 4 年 9 月 定例会で可決された主要地方道小浜北有馬線道路改良工事 ((仮称) 大亀矢代トンネル) に係る契約中契約金額「3,764,095,500円」を「4,358,516,800円」に変更するものとする。

令 和 6 年 9 月 9 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

主要地方道小浜北有馬線道路改良工事 ((仮称) 大亀矢代トンネル) について、脆弱な地質が出現し、薬液を用いた補助工法付きの支保パターンへ変更したことにより、請負代金額の変更契約を行うものであるが、このことについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。